

西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める要綱

第1条 この要綱は、西宮市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成29年西宮市条例第475号。以下「介護医療院基準条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2条 介護医療院基準条例は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月22日老老発322第1号 厚生労働省老健局老人保健課長通知）の例により運用するものとする。

第3条 介護医療院基準条例第14条第3項第3号、第46条第3項第3号の市長の定める入所者が選定する特別な療養室の提供に係る基準及び第14条第3項第4号、第46条第3項第4号は、市長の定める入所者が選定する特別な食事の提供に係る基準は厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号）の例による。

2 介護医療院基準条例第14条第4項、第46条第4項の市長の定める費用は、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号）の例による。

第4条 介護医療院基準条例第18条第5号の市長が定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月30日厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

第5条 介護医療院基準条例第18条第6号の市長が定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月30日厚生省告示第125号）に定める使用医薬品とする。

第6条 介護医療院基準条例第33条第2項第4号の市長が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）の例による。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。